

## 国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

### 「被保険者証の一斉更新」について

#### ■国民健康保険

令和2年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に「役場から郵送」します。

現在お使いの被保険者証は、令和2年8月1日以降に、住民生活課窓口へ返還していただくか、細断のうえ確実に破棄してください。

※保険料を滞納している方には原則、郵送されませんので、住民生活課で納付相談を行っていただく必要があります。

#### ■後期高齢者医療

今年度は、更新の必要はありません。(お持ちの保険証をそのままお使いください。)

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

#### ■国民健康保険

毎年度申請が必要になりますので、認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

#### ■後期高齢者医療

限度額適用・標準負担額減額認定証は、令和2年7月31日が有効期限ですが、令和元年中の所得状況などにより、令和2年度も引き続き認定される方には、新しい認定証が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

令和2年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

### 指定口座を変更する場合の届け出のお願い

高額療養費などは、一度振込先の登録をすると情報が自動的に引き継がれるため、その都度登録手続きをする必要はありません。

しかし近年、過去に登録した口座を変更(解約など)したにも関わらず、変更の届け出をしないことにより、振り込みができない場合があります。一度登録した口座を変更した場合は、必ず届け出るようお願いいたします。

### 事故にあったとき(第三者行為による傷病届等について)

交通事故およびけんかなど、第三者の行為による負傷の治療を健康保険で受けた時には「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【お問合せ】 住民生活課 国保係 担当：金沢、横浜

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

## 青森県インターネット公売のお知らせ

県では、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションを利用して、県税滞納者から差し押さえした財産の売却を行う「インターネット公売」を実施しています。

不動産をはじめ、自動車や貴金属、携帯型ゲーム機などの多様な財産が公売の対象となり、落札されています。

青森県以外にも、全国の地方自治体から多数出品されていますので、ぜひご参加ください。公売に参加するためには、ヤフー株式会社のIDを取得し、メールアドレスの認証が必要になります。

詳しくは、県税ホームページをご覧ください。地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課

☎22-8581 (内線210、211)

URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>